

産業廃棄物の海洋投入処分に係る含有基準

含有基準が規定されている海洋投入処分する産業廃棄物について、その廃棄物の種類及び分析前処理について一覧表にまとめ、紹介します。

産業廃棄物中の有害物質の基準値には、溶出基準（一定の方法で溶出させた液中の有害物質濃度に対する基準値）と、含有基準（その産業廃棄物に含まれる有害物質の全量に対する基準値）があります。含有基準は、海洋投入処分を行う産業廃棄物について規定されています。

産業廃棄物の海洋投入処分に係る基準と前処理方法

産業廃棄物の種類	前処理方法	基準値
廃掃法 第六条第四号イ(1)イ ◆アミノ酸、核酸分解物若しくは有機酸若しくはこれらの塩類、エチルアルコール、酵素又はビタミン類（これらのうち、農産物を原料として製造され、かつ、食用又は飲用に供することができるものに限る。）の製造業の用に供する分離施設（発酵液の分離に係るものに限る。）、イソ製造業の用に供する原料処理施設及び濃縮施設、さとうきびを原料とする砂糖の製造業の用に供する濃縮施設、蒸留酒製造業の用に供する蒸留施設並びに銅アモレーション製造業の用に供するリターの懸濁液又は蒸煮液の脱水施設において生じた汚泥（別表第三の二の一） ◆ホーサイトを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及び濾過施設において生じた汚泥（別表第三の二の二）	有機性汚泥（PCB、揮発性物質、チラム、シマジン、チベンソールを除く） ①有姿のまま採取した試料をビーカー(500 mL)に入れ、小塊を金属製以外のへら等で均質な状態にする。 ②2mm合成繊維製のふるいにかける。 ③共栓付マシリンダ(1 L)に必要量を入れ(200 g以上)、純水を加えて全量1 Lとする。 ④激しく振り混ぜ、均質な状態にし速やかに検定に必要な量を分取する。 ※六価クロム化合物を含む汚泥に係る検液は、その試料を1 μmのメンブレンフィルタで濾過したろ液を検液とする。（濾過が困難な場合は、3000Gした後の上澄み液） 揮発性物質 ①石礫等を取り除く ②試料5 gに対してメノール100 mLを入れる ③30秒振り混ぜる ④超音波照射（10分間） ⑤静置後、上澄みをJIS K 0125(2016)に準じて分析	試料1 kg中の含有量(mg/kg)
廃掃法 第六条第四号イ(1)ロ 建築工事に伴って生じた汚泥	溶出処理（略）	溶出基準 別途作成した溶出液中の濃度(mg/L)
廃掃法 第六条第四号イ(2) 別表第三の二の一に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリであり、船舶に積み込む際のpH5.0以上9.0以下にしたもの	①有姿のまま採取した試料を必要量(200 mL以上)を共栓付マシリンダ(1 L)に入れ、純水を加えて全量1Lとする。 ②激しく振り混ぜ、均質な状態にし速やかに検定に必要な量を分取 ※揮発性物質については、有姿のまま採取した試料を検液とする。	試料1 L中の含有量(mg/L)
廃掃法 第六条第四号イ(3) 動植物性残渣であり、摩砕したもの	廃掃法 第六条第四号イ(1)イと同じ	試料1 kg中の含有量(mg/kg)
廃掃法 第六条第四号イ(4) 家畜ふん尿であり、浮遊性きょう雑物を除去したもの	廃掃法 第六条第四号イ(2)と同じ	試料1 L中の含有量(mg/L)